

令和3年9月市議会定例会一般質問通告全文

9月15日(水)

★通告順位	1-1	濱崎 一輝
★件名		災害時の要配慮者支援について

近年の自然災害は、一昔前の災害とは異なり地震や台風のみならず、竜巻や突風、ゲリラ豪雨や長雨による土砂災害や河川の決壊等多岐に渡り、その被害は年々増加している。

このような大規模災害では多くの犠牲者が出ており、中でも高齢者や障がい者の方の割合が多く、全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年の台風19号では約65%、令和2年7月の豪雨災害では約79%となっている。

また、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県の自治体では「震災関連死」と認定された人のうち、障がい者の割合は24.6%となっており、亡くなった方の約4人に1人が障がい者であった。

国は、これまでの様々な災害による経験や関係各所からの提言を踏まえて、各自治体に高齢者や障がい者のような「避難行動要支援者」の避難を支援するために、「個別避難計画」の策定を推奨し、牧之原市においても個別避難計画が進められている。

しかし、全国的に見るとなかなか浸透していない状況を見据え、今年5月に災害対策基本法の改正が行われ、「個別避難計画」が努力義務化された。

また、同時期に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」も改正され、より要配慮者への支援体制が強化される内容となった。

これまで大規模災害が起きた際には、要配慮者の方も一旦、各自治体が指定した一般避難所に避難し、その後その方の状態や受け入れ側施設の被害状況等を踏まえて、必要と判断された方が指定福祉避難所へ移送するという流れになっていた。

また、福祉避難所の存在やその意味を知らない方も多く、熊本地震や令和元年台風19号では、一般の被災者が福祉避難所へ避難することでマンパワー不足が生じ、福祉避難所としての対応に支障をきたし、本来その施設に入る予定の人が入れなかった等、様々な課題が浮き彫りになった。

そこで、今回のガイドラインの主な改定内容として、

①指定福祉避難所の指定及び受入対象者の公示を行うというもの。平時から施設のすみ分けを行うことで、災害時に一般避難所と福祉避難所の違いを明確にしながら、その施設を利用できる人をあらかじめ決めておくことで、受け入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図るというものである。

②指定福祉避難所への直接避難の促進では、個別避難計画の作成が進めば、要配慮者が日頃から利用している施設へ直接避難ができるようになるというもの。

③避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策では、保健・医療関係者の助言を得て避難所の計画検討を行い、衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る。

④緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化では、社会福祉法

人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債の活用も可能となるなど、このような項目が追加された。

福祉避難所は、各市町村が開設する権限を持っているが、これまで開設場所や施設名を公表すると、大規模災害時に多くの一般の被災者が施設に押しかけて来ることを懸念し、事前公表に消極的な施設や自治体も多数あったことから、国が法改正に乗り出した訳だが、避難所の数や環境整備、財政的な支援が追いついていない現状では、多くの課題をクリアしていかなければならないと考える。

次に、学校施設のバリアフリー化についてである。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、同時に地域住民にとっては身近な公共施設として、まちづくりや生涯学習、スポーツ振興の場としても活用されており、更には地域の防災拠点としての役割も担っている。

その為、学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等様々な人々が利用しやすいように、細部まで配慮した計画や設計が求められる訳である。

これまで国に、関係各所よりバリアフリー化に関する提言や報告書が出されており、その都度対象となった施設等ではバリアフリーの整備が行われてきたが、学校は義務付けの対象外となっていた。

しかし、インクルーシブ教育の障がいのある子もない子と一緒に学ぶという概念や、障害者差別解消法の施行、公立小中学校の約8割に特別支援学級があり、大規模災害時の避難所として約9割の公立小中学校が使用されている現状を考慮し、今年の4月から施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の改正により、公立小中学校においてもバリアフリーが義務化された。

これにより、公立小中学校は「特別特定建築物」に位置づけられ、新築・増築・改築または用途変更の場合、2,000㎡以上のものはバリアフリー基準適合が義務付けされ、2,000㎡未満のものを建築する際や、既存建築物については努力義務が課されるようになった。

中でも私が注目したのは、公立小中学校は地域の防災拠点として重要な役割を担っているという点である。大規模災害時には、様々な被災者が避難所となる小中学校へ避難していくが、その際、災害弱者と言われる要配慮者である、高齢者・乳幼児・妊産婦・障がい者の方々が、不便を感じる施設であってはならない訳である。

国は、このバリアフリー法に基づく基本方針の中で、令和7年度までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を掲げた。

その中で、車椅子トイレについては良好な避難生活を送る上で重要な機能であることから、避難所に指定されているすべての学校に整備し、スロープ等による段差解消は、円滑な移動を行う上で欠かせない基本的な機能と位置づけ、全ての学校に整備する等具体的な目標を掲げたのは、大きな前進であると考えられる。

そこで、以下の点について伺う。

1 避難行動要支援者の避難行動に関する取組について

現在市では、個別避難計画の作成が行われているが、今の進捗状況について伺う。

2 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定について

- (1) 指定福祉避難所の指定及び受入対象者の公示が追加されたが、牧之原市としては、このガイドラインに則り福祉避難所の対象者を公表していくつもりなのか伺う。
- (2) この改定により、大規模災害時に、指定福祉避難所への直接避難の促進を図っていくことになるが、市としては要配慮者が日頃から利用している施設へ直接避難できるように、施設側とどんな話し合いをしているのか伺う。
- (3) 大規模災害時には、これまで以上に災害発生から早期の段階で、指定福祉避難所に要配慮者が避難してくる可能性が高まってくる。その為、指定福祉避難所となる施設の機能強化や衛生環境対策、備品・物資の充実が求められるが、市はどのような対応を考えているのか。また、一般避難所においても要配慮者のスペースや環境整備、衛生環境対策、備品・物資の確保等が重要と考えるがいかがか。

3 学校施設のバリアフリー化について

- (1) 市内の小中学校では、どの程度バリアフリー化が進んでいるのか。車椅子用のトイレ、スロープ等の段差解消整備状況等、現在の状況について伺う。
- (2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が一部改正され今年の4月から施行となっており、対象の特別特定建築物に公立学校等が新たに加えられた。これにより、今後5年間で避難所に指定されている全ての学校が、車椅子用トイレの整備、スロープ等による段差解消を行う等の目標値が示された。市としては、今後この目標値をどのように捉え、整備を進めていくのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	大石 和央
★件名		原子力災害広域避難計画について

市では2019年1月に原子力災害広域避難計画方針書を策定した。これは実効性ある計画ではないことから途上の段階であるとの認識である。方針書策定から2年以上経過したが、現状どのようになっているのか。この間、新型コロナウイルス感染症が蔓延して避難のあり方に課題が加わったのではないか。あらためて説明を求めるものである。また、PAZ圏内の要配慮者の避難計画策定が進められているが、放射線防護施設整備を含む、市内の要配慮者避難について質問する。

1 広域避難計画の進捗状況について

- (1) 方針書策定後の避難計画の具体化はどこまで進んでいるのか。
- (2) 市内UPZ圏内の要配慮者の避難計画はどのようなものか。

2 PAZ圏内の要配慮者避難計画について

- (1) 個別避難計画の進捗状況についてお聞きする。

- (2) 要配慮者の避難は中電社員が自社車両で放射線防護施設まで搬送することであるが、搬送中の安全管理についてだれが責任を負うのか。また、静岡県は避難計画策定にどのように協力・関与しているのか。他県の事例はどのようなになっているか。
- (3) 要配慮者の放射線防護施設での滞在について、当該施設運営・管理や避難者の健康管理など誰が責任者なのか。また、要配慮者は放射線防護施設滞後（放射性プルーム回避後）、次の避難所への搬送計画はどのようなになるのか。いつ、だれが、どこへ責任をもって搬送するのか。

3 放射線防護施設の原子力事業所災害対策支援拠点としての役割について

- (1) 原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関して、原子力事業所周辺に資機材や対応要員を集結させる拠点を設置することが必要と定められていることは理解しているが、新設する放射線防護対策施設を災害対策支援拠点として活用するとする、他の原子力事業所での運用状況はどのようなになっているのか。
- (2) 福島第一原発事故を例にとれば、警戒区域が 20 km 圏内であり、さらに緊急時避難準備区域が 20～30km 圏内に定められた。当該施設はどのような事故想定をしているのか分からないが、PAZ 圏内での原子力事業所災害対策支援拠点というのはどのように機能するのか。
- (3) 市と中部電力との防災拠点としての協定はされているが、そもそも施設管理運営の詳細は説明されていない。今後どのように詳細が示されるのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	村田 博英
★件名		市の危機管理体制と CO2 削減を伺う

台風や大雨が近年にもまして頻繁に発生するようになった。明らかに地球温暖化の影響である。当市は全国的にも大きな被害が発生していない比較的に穏やかな地域であるが、それでも竜巻が発生し心配は海岸だけではなくなった。地震や津波、疫病など災害は避けられない時代である。備えあれば憂いなしというが限界があるだろうと思う。

そこで以下のことを伺う。

- 1 地球温暖化の原因として、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加し、大気中の濃度が増加していることが挙げられる。市は、「2050 年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す」旨の「ゼロカーボンシティ」を、令和 3 年 1 月 8 日に宣言した。宣言から 8 ヶ月が経過するが、宣言後の具体的な施策とその進捗は。また、温室効果ガス又は二酸化炭素の削減に向けた民間企業との連携は。

- 2 災害時においては、電気、ガス、水道などのインフラがストップし、市民生活に多大な影響が出ることが想定される。そのような状況下において、市民が生活していくための対策について市はどのように考えているか。
- 3 現在、日本だけでなく世界中で新型コロナウイルスが蔓延している。当該ウイルスが収束した後もまた別のウイルス等が蔓延する可能性も想定される。このような状況下における災害発生時の医療機関との連携について、市はどのように考えているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4 - 1	平口 朋彦
★件名		杉本市政4年間について、学校再編計画案など未来への取り組み状況等を伺う

人の営み、人類の歴史と同じく、連綿と続く市政にも終わりはない。平成29年10月の杉本市長誕生以来、1期4年という区切りを間近に迎え、これまでの成果とともに市政に次々と現れる課題について現状と今後の取り組み等をお聞きしたい。多岐に渡る課題の中でも今回はごく近未来に関するもの3つに絞り伺う。

1 『未来若者プロジェクト』について

- (1) 「第2次総合計画」の前期計画「5つの重点プロジェクト」を引き継ぐ形で始まった後期計画における「3つの戦略プロジェクト」のうちの1つ『未来若者プロジェクト』については、11ある該当事業の中でも筆頭事業である「若者に魅力あるサービス等創出事業」がミルキーウェイスクエアの完成とともに公民連携の好例とも言える「図書交流館いこっと」の整備という形でまずは1件の実現を見たところである。本年4月17日の開館からわずか3ヶ月半の7月末現在で47,625人の来館者を数え、文字通り賑わいの拠点となりつつある。まさに市が戦略的に、また重点的に取り組んできたことが結実し成果として表れたものと思われる。今後は今年度から新規に始まった「静波海岸周辺地域まちづくり推進事業」に力点が置かれ新たな成果を目指すものと考えられるが、上記2つ以外の9つに関しては、従前から行われてきていたものを戦略プロジェクト内へとそのまま格納したもの、あるいは焼き直しをしたものである感が否めず目玉とまでは言えないと感じる。残期間の間に新たな民間プレイヤーへの支援や新規事業が盛り込まれることはあり得るのか。
- (2) 『未来若者プロジェクト』に記述されている方向性の中には、(2)エリア再生や構想の策定として、「商店街、沿岸部、里山などのエリア再生に資するエリア構想を策定します」とある。上で述べた該当事業2つがそれぞれ商店街および沿岸部のエリア構想に充たると思われるが、里山については断念したのか。
- (3) これまで、当局からはわが市の誇る歴史的史蹟である「相良油田」の有効活用について前向きな答弁が繰り返されてきた。当プロジェクトに盛り込む余地は。また「図書交流館いこっと」の成功に倣い、中学校区ごとに1館の整備が

任務・目標とされる公立図書館について、さらなる公民連携による事業化は。

2 スポーツに関する権限の教育委員会部局への移管後について

- (1) もともとは教育委員会部局にあった権限を、特例条例を制定することにより市長部局へと移管し、健康と観光の両立を目指しスポーツについて取り組んできたが、平成31年3月にその特例条例を廃止することで再度、教育委員会部局へと権限が再移管された。その時の答弁では、観光については「観光課の職員等が、当然それを担って行う」また「ある程度棲み分けをする中で、任せるところ、教育委員会がやるところというのは出てくるのかな」とあった。これは健康についても同様だと思われる。健康と観光に関わるスポーツに関しての市長部局と教育委員会部局の棲み分けについてのこれまでの取り組みは。また移管後の成果は。
- (2) 今から2年半ほど前に議案の追加、再追加を経て議会で審議をした際に、市長からは「唐突と言えば唐突かもしれない」と前置きしつつ、迅速に進めたいとする幾つかの理由のうちの1つに榛原地区南地域小学校陸上競技大会がなくなることを挙げ、それを何とかしたいとの思いを述べられていた。その後、現在のコロナ禍により協議を進めることが困難になったことについては割り引いて考えなければならないが、いずれの日にかに向け準備に取り掛かる必要はあると考える。現在の状況は。
- (3) 競技スポーツの楽しさを知ってもらうため機会の創出も目的に挙げられていたが、具体的にどういった取り組みが行われているか。またチームスポーツの維持については。先ごろ野球チームのスポーツ少年団が設立されたが、今後はそういった支援も積極的にされるのか。

3 『学校再編計画（案）』について

- (1) 2校ないしは3校への再編案については「まちのあり方・地域のあり方」が大きく変わるかもしれないとの懸念や、「地域のシンボルがなくなる」ことや「結びつきが希薄になる」こと等、市民の中には懐疑的な意見も根強く残っている。この8月までに市内各所においてさまざまな立場の方々との「意見交換会」が催されてきたが、そもそもこの意見交換会は「ほぼ固まりつつある計画」への市民理解を深め納得してもらうための場だったのか、あるいは本計画案をまだまだ上質なものと良化させるべくさらなる意見を募る場であったのか、認識を問う。
- (2) 意見交換会での市長からのお話では、折からの人口減少問題にも触れ、選んで貰える魅力あるための学校再編、その計画であるとの見解も示された。意見交換会で配布された資料には「目指す学校施設」として「クラス替えができる」や「安心・安全」などの5つのポイントが挙げられ、また同じく「目指す学校づくり」に関する5つの方針が提示されたが、どれも本来的、本質的に従来から教育現場に求められているものであり、あまり市の独自性や新機軸が示されたものとは言えないと考える。新しい校舎に機能的な教室そして洗練された

デザイン、新しい体育館、新しいプールなどのハード整備は確かに短期的には魅力として捉えられるがいずれ老朽化をする。市長が述べられた人口減少問題への一助として、施設整備に依らない「市独自の、新たな魅力」を再編計画と盛り込まなくて良いのか。

- (3) 5つの基本方針のうち「方針1：全ての子どもが主役の学校」、「方針2：次代を切り拓く力を育む学校」「方針5：働きやすく充実した指導ができる学校」については『少人数学級』が理に合っていると考える。また2校ないしは3校にそれぞれ特色を持たせ、市内の居住地区を問わず自らが望み選びとることのできる越境通学など「本質的かつ本来的な教育の提供」こそ協議、検討すべきであると強く考えるが、国の法や規制を踏まえた上で有用性や実現可能性について検討をしたか。それとも法的、財政的な面から市教委で判断をし、諮問機関である学校再編計画策定委員会での検討すら及ばないものとしたのか。

(質問方式：一問一答)